

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク 御中

「食品表示法案」に関する政策アンケートに対するご回答

**【1】** 御党は、この法律案に賛成されますか、あるいは反対されますでしょうか。

**【回答】**

賛成する予定です。

**【2】** 第1条の（目的）に「並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興」との文言、第4条の（食品表示基準の策定等）の4に「又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興」との文言、同5に「又は消費者の需要に即した当該酒類の生産の振興」との文言があります。私たちは、消費者に資することによって生産者の利益が生まれる、即ち、生産者と消費者は「Win-Win」の関係であるので、「生産の振興」との文言は不要と考えますが、いかがでしょうか。

**【回答】**

食品表示法案は現行の食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法の食品表示基準の策定等に関する規定の一元化を図るものでありますが、ご指摘の「生産の振興」との文言は、JAS法の目的規定に「消費者の需要に即した農業生産等の振興」と規定されていることを踏まえ、同法との整合性を図る観点からも、本法案の目的規定等に盛り込まれたものであると理解しております。

その上で、公明党としては、本法案に基づく食品表示に関する包括的かつ一元的な制度の創設などの施策の推進が、消費者の利益の保護・増進のみならず、食品の流通の円滑化や消費者の需要に即した食品の生産の振興等にも寄与することが重要であると考えております。

したがって、本法案の目的規定等に「生産の振興」との文言が盛り込まれていることは適切であると考えております。